

お客様各位

商品価格の総額表示に関するご案内

平素はビズネットをご利用頂き、誠にありがとうございます。

ご承知の通り、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（消費税転嫁対策特別措置法・平成25年10月1日施行）第10条による総額表示義務の特例期間（※）が令和3年3月31日を以て終了いたしました。

この特例期間終了後の弊社対応につきまして、下記の通りご案内申し上げます。

敬具

記

1. 弊社対応（令和3年4月1日以降）

Biznet カタログにおける商品表示価格は、これまで通り「税抜価格」にて表示いたします。

（理由）

消費税転嫁対策特別措置法による総額表示義務については、事業者間取引は対象外とされているため。

以上

特例期間（※）

表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば税込価格を表示することを要しないこととされていた期間

<お問い合わせ先>

ビズネットお客様センター TEL：0120-010-842
（受付時間） 月～金曜日 午前9時から午後6時
※土日・祝日・年末年始を除く